

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第9回第2農地部会を開会させていただきます。 本日の欠席は、中谷委員と藤田委員の2名でございます。 それと、議事録署者を私のほうから指名させていただきます。 28番 鈴木委員、40番 結城委員、よろしくお願いします。 それでは、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第7号 につきまして、事務局から一括して報告をお願いします。 事務局、よろしくお願いします。</p>
事 務 局	<p>説明に入ります前に、本日、傍聴の方がお越しいただいております。ご報告 させていただきます。よろしくお願いいたしますと思います。 議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ございま す。 番号1、2で、件数は2件、面積は田で2,452㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解 約したものであります。 議案書の2ページから5ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてございま す。 番号1から9で、5ページになりますが、合計で件数は9件、面積は 33,753.12㎡で、その内訳は田が28,655.91㎡、畑が 3,674.21㎡、その他、これは台帳地目山林で現況地目が畑ですが、 1,413㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性があります ので、届出人に対して指導しております。 6ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてござい ます。 番号1、農業用倉庫用地、番号2、一般個人住宅用地、番号3、長屋住宅用 地、番号4、一般個人住宅用地の4件で、合計面積は畑で1,421㎡ござ います。 7ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権 移転）でございます。 番号1、建売分譲住宅用地、番号2、長屋住宅用地、番号3、一般個人住宅 用地の3件で、合計面積は、畑で1,047.14㎡でございます。 8ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸 借）でございます。 番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は、畑で99㎡でございます。 9ページをお願いいたします。</p>

報告第6号 農業生産法人の定期報告についてでございます。

番号1、(有) _____、主たる耕作物は水稲、麦、大豆、耕作面積は、田で98ha、畑3.3ha、合計101.3ha。

番号2、(有) _____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で2.5ha、この2件で、いずれも組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしているものと判断されます。

10ページをお願いいたします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、権利者 _____、申請地面積、田で600㎡、取得年月日、平成5年5月18日でございます。

権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の農地として維持管理しており、取得時効が完成しております。

件数はこの1件でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局

11ページ、12ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区久居、受人 _____、面積5,885㎡、渡人 _____、面積1,412㎡ 申請地 戸木町北興 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積106㎡です。

これにつきましては、妹から姉への生前部分贈与になります。

番号2、地区川合、受人 _____、面積5,079㎡、渡人 _____、面積1,347㎡ 申請地 一志町小山松葉小辺 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積353㎡外1筆 合計面積1,347㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区高岡、受人 _____、面積2,540㎡、渡人 _____、面積4,047㎡ 申請地 一志町高野下川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積152㎡外10筆 合計面積3,457㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため耕作が不便である渡人からの要望により申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区下之川、受人 _____ 外1名、面積3,734㎡、渡人 _____、面積3,734㎡ 申請地 美杉町下之川篠ヶ広 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積388㎡外3筆 合計面積1,001㎡。

これにつきましては、生前部分贈与になります。

以上、件数はこの4件で、合計面積は5,911㎡、この内訳は、田が1,937㎡、畑が3,974㎡でございます。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積

要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

大井委員

27番、大井です。8月11日に地区委員と事務局で現地確認に行っていました。場所は、_____に_____があるんですが、その裏の一番西側のところにちょうど当たるところで、現在も田としてきれいに利用されておりまして、特に問題ないと思います。詳細は事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。2番、お願いします。

田中委員

32番、田中です。この案件につきましては、8月11日午後、委員2名と事務局2名で現地を確認いたしました。場所につきましては、_____線の_____へ入ったところの真ん中というところでございます。細部につきましては事務局説明どおりですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長

ありがとうございます。3番、お願いします。

田中委員

32番、田中です。この案件につきましても、11日の午後1時から、地元委員と事務局で確認をいたしました。場所につきましては、_____の一番北側に_____の_____があります、その北側でございます。細部につきましては事務局説明どおりですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長

ありがとうございます。4番、お願いします。

結城委員

40番、結城です。4番について説明をいたします。譲受人は高齢になりまして、農作業が非常に困難ということで、お孫さんに農業を引き継ぐということで生前贈与になると思ひます。農地は農地で管理していくということで指導をしてきました。よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区久居、申請者 _____、申請地 戸木町沓碓 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積44㎡です。

これにつきましては、申請地を長女が新築する居宅への進入用道路とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区栗葉、申請者 _____、申請地 稲葉町中山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積426㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は282.4㎡、転用面積の66.29%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区榊原、申請者 _____、申請地 榊原町砂田 _____、台帳地目 畑、現況地目 公園、面積1,069㎡。

これにつきましては、平成10年ごろから実施されました県営圃場整備事業におきまして、申請地を農村公園として整備したのですが、完成後、地目変更されずに現在に至っておりますことから、本申請により地目変更し、その後市に寄付採納する予定となっております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区高岡、申請者 _____、申請地 一志町高野下 _____、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積436㎡。

これにつきましては、昭和35年ごろ申請地に倉庫を建築し、また昭和50年ごろには自宅への進入路及び庭を造成しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 石名原、申請者 _____、申請地 美杉町石名原桐ヶ久保 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積311㎡外2筆 合計面積624㎡。

これにつきましては、昭和53年ごろに申請地に住宅を増築され、その後、物置、車庫を建築されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は5件、合計面積は、全て畑で2,599㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

大井委員 27番、大井です。これも同じく8月11日に現地確認に行つてまいりまし

た。場所は、_____の西のほう、_____の一番北側と、_____から_____からの並びの旧道との間に挟まれたところでして、_____、は旧道から入るんですけども、裏に、事務局説明のように、新築されるということで、ご自身の耕作地の一部を裏から入れるように進入路を設けるということで、特に問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

鈴木委員 28番、鈴木です。番号1番と同じ日に現地確認に行っていました。場所は_____で、_____の集落、東へ大体1kmから1.5kmぐらいで、_____沿いで、県道の_____から大体600mぐらい南へ行ったところでございます。詳細については事務局の説明どおりですんで、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

伊藤委員 25番、伊藤です。11日に、午後から守山会長を初め事務局から来ていただき現地確認いたしました。場所としましては、_____から白山方面へ上ること1kmぐらい行ったところに_____の入り口がありまして、それを進むこと左へ入った_____というところが現地でございます。事務局の説明のとおり何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

田中委員 32番、田中です。この案件につきましても、11日午後、地元委員と事務局で確認をいたしました。場所につきましては、_____の一番東側といえますか、_____からの_____の突き当たったところでございます。細部につきましては事務局説明どおりですので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

岸野委員 37番、岸野です。先日8月12日に、地元委員と事務局で現地確認を行いました。申請の箇所でございますが、_____から東方へ800mぐらい行ってもらった場所でございます。詳細は、報告のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定し

たいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局

14ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区大井、受人（株）_____代表取締役_____、渡人_____、申請地 一志町井生大門_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積898㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、352.08㎡、転用面積の40%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区川合、受人_____、渡人_____、申請地 一志町片野中野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積340㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区川合、受人_____、渡人_____、申請地 一志町片野中野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積228㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区高岡、受人_____、渡人_____、申請地 一志町高野下川原_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積224㎡外1筆 合計面積590㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、農作業施設用地とするものですが、平成15年ごろから既に農作業小屋などが設置されており、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は4件、合計面積は2,056㎡、この内訳は、田が228㎡、畑が1,828㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

上川委員

11日に地元委員と事務局と現地確認に行かせていただきました。太陽光発電をするということで、何も問題のあるところとは違いますので、よろしくご審議のほどをお願いします。

議長

ありがとうございます。2番、お願いします。

田中委員

32番、田中です。この案件につきましても11日、地元委員と事務局で現地を確認いたしました。場所につきましては、_____というところの一番西

側に当たるところでございまして、細部につきましては、事務局の説明どおりですので、よろしくお願ひしたいと思います。

3番につきましても、その隣です。これにつきましても一緒のような内容でございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 4番、お願ひします。

田中委員 32番、田中です。この案件につきましても確認をしてまいりました。これにつきましては、3条で_____さんの件がありましたが、この場所と一緒のようなどころでございまして、細部につきましては事務局説明どおりですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思います。どうですか、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございせんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願ひします。

事 務 局 15ページをお願ひいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございまして、

番号1、地区栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 庄田町八王子田 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積186㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人と1年更新の賃貸借契約を締結し、申請地を資材置場及び駐車場用地とするものですが、本年6月ごろから既にこの目的で使用されており、貸人から始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区栗葉、借人（株） _____代表取締役 _____、貸人 _____外1名、申請地 稲葉町下鴻野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積398㎡外1筆 合計面積480㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、259.17㎡、転用面積の54%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区大井、借人 _____（株）代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 一志町大仰六反 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積649㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.64㎡、転用面積の57.26%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は3件で、合計面積は畑で1,315㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、2番、お願いします。

鈴木委員

28番、鈴木です。1番、2番と説明をさせていただきます。11日に地元委員と事務局で現地確認に行っていました。

1番は、国道_____号で_____がありまして、_____の約1kmから900mぐらい西側のところで、国道_____号線に面しております。その筋向が_____という_____でして、この_____さんは_____という建築業をやってみえまして、それで従業員さんの駐車場にしたいということです。

2番は、_____がありまして、_____から北へ2kmぐらい、_____の東側大体500mぐらいのところで、周辺には住宅と畑が混住しておるところでございます。問題はないかと思われまして。詳細については事務局の説明とおりですので、よろしくご審議お願いします。

議 長

ありがとうございます。3番、お願いします。

上川委員

31番、上川です。これも同じく11日に現地確認させていただきまして、場所は、_____に_____というのがあるんですが、それを越えたところですか。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、意見もないのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・地上権）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局

16ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・地上権）でございます。

番号1、地区大三、借人(株) _____代表取締役____、貸人 _____、申請地 白山町三ヶ野田広____、台帳地目・現況地目とも田、面積600㎡。

これにつきましては、借人は、申請地に21年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.04㎡、転用面積の61.84%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

井谷委員

36番、井谷です。場所は、国道_____号を_____方面から_____方面へ上っていただいて、ちょうど_____という在所になりますが、_____へ上がっていく道があります。_____への入り口と兼ねていますが、それを入らずに真っすぐ100mぐらい国道を走ってもらうとちょうど橋があるんですが、橋の西側で道を_____へ向いていただいて右側です。ちょっと下のほうになりますが。出入りが悪いので作付けを最近はしていないというところで、このような形で利用するという事です。太陽光発電、何ら問題はありません。詳しい内容は事務局の報告どおりです。よろしく申し上げます。以上です。

議 長

ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用貸借)を議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局

17ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用貸借)でございます。

番号1、地区久居、借人 _____、貸人 _____、申請地 戸木町城山____、台帳地目・現況地目とも畑、面積253㎡です。

これにつきましては、借人は、申請地に40年間の使用貸借権を設定し、農家分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区久居、借人 _____ 外1名、貸人 _____、申請地 木造町御園 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積340㎡。

これにつきましては、借人は、申請地に永年の使用貸借権を設定し、農家分家の一般個人住宅用地とするものですが、昭和46年4月ごろから農業用倉庫用地及び駐車場として利用しており、貸人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3につきましては、取り下げのため抹消をお願いします。

番号4、地区久居、借人 _____ 外1名、貸人 _____、申請地 久居小野辺町君ヶ池 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積112㎡。

これにつきましては、借人は、申請地に永年の使用貸借権を設定し、農家分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区大井、借人 _____ 外1名、貸人 _____、申請地 一志町大仰銭神 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積491㎡。

これにつきましては、借人は、申請地に永年の使用貸借権を設定し、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区川合、借人 _____、貸人 _____、申請地 一志町八太西新田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積499㎡。

これにつきましては、借人は、申請地に10年間の使用貸借権を設定し、ペットトリミングの店舗用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区家城、借人 _____、貸人 _____、申請地 白山町南家城西出 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積300㎡。

これにつきましては、借人は、申請地に永年の使用貸借権を設定し、一般個人住宅用地とするものですが、申請地は60年以上前から住宅敷地として利用されており、貸人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、抹消が1件ありましたので、件数は6件、合計面積は1,995㎡、この内訳は、田が1,102㎡、畑が893㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

大井委員

27番、大井です。これも同じく8月11日に現地確認に行ってきました。場所は、_____の_____という地区に_____、_____があるんですけども、そのちょうど北側に_____という大きな農業用のため池があります。その東側に_____線という県道走っていますけれども、それに挟まれたところがこの字_____というところで、そのちょうど南側に面するところです。今回、分家住宅を建てるということで、隣地の方の承諾書もとられており、問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。2番、お願いします。

田口委員 29番、田口です。詳細は事務局の説明どおりでございます。場所は _____ です。今はもう壊してあります。それから東へ100m行ったちょうど集落の真ん中ぐらいです。何も問題ないと思いますので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。4番、願います。

伊藤委員 25番、伊藤です。11日、地元委員と事務局で現地確認に行っていました。場所は、国道 _____ 号線 _____ 方面へ向かうところ _____ より入りまして中ぐらい下りまして、 _____ あたりその手前左50mほど入ったところ。近くには _____ がございます。事務局の説明どおり何ら問題はないと思いますので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。5番、願います。

上川委員 31番、上川です。同じく11日に現地確認しまして、付近も住宅化されており。排水等も何ら問題ありませんので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。6番、願います。

田中委員 32番、田中です。11日に地元委員と事務局で現地確認をいたしました。場所につきましては、 _____ の _____ という橋がありますが、その西側でございます。細部につきましては事務局説明どおりですので、よろしく願います。以上です。

議長 ありがとうございます。7番、願います。

浅井委員 34番、浅井です。7番について説明をいたします。11日午後1時半から地元委員と事務局で現地の確認を行いました。場所は、 _____ に _____ という _____ から西へ100mぐらい行ったところが現地でございます。無断転用で家が建てられていましたが、始末書が添付されております。それ以外には何ら問題がないと思いますので、よろしくご審議のほど願います。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第7号 非農地証明願を議題とします。事務局、説明願います。

事務局

18ページをお願いします。

議案第7号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 八知、願出者 _____、申請地 美杉町八知湊ヶ上_____、
台帳地目 田、現況地目 山林、面積148㎡外1筆 合計面積214㎡です。

これにつきましては、昭和40年ごろに植林され、添付されております国土地理院が撮影した航空写真により、昭和50年3月2日には既に山林化されていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 八知、願出者 _____、申請地 美杉町八知湊ヶ上_____、
台帳地目 畑、現況地目 山林、面積747㎡。

これにつきましても先ほどと同様、昭和40年ごろに植林され、添付されております国土地理院が撮影した航空写真により、昭和50年3月2日には既に山林化されていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号3、地区 下之川、願出者 _____、申請地 美杉町下之川神山____、
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積165㎡。

これにつきましては、添付されております国土地理院が撮影した航空写真により、昭和50年3月2日には既に住宅が建築されていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は3件で、合計面積は1,126㎡、この内訳は、田が148㎡、畑が978㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長

ありがとうございました。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1、2とお願いします。

岸野委員

37番の岸野です。これも8月12日に地元委員と事務局で現地確認を行ってまいりました。申請地の場所でございますが、_____から_____方面へ1,000mぐらい行ってもらいますと_____あるいは_____というものがあありますが、その川向かいに当たります。周囲も山林ばかりでありまして、問題はありませのでよろしく願います。

議長

3番、お願いします。

結城委員　　これも、先ほど岸野委員からご報告がありましたように同じ日に確認をしてきました。昭和40年ごろに本件土地を敷地として住宅が建築されておりました。以後は、本件土地は宅地として継続されていて使用されています。願出者が相続により本件土地を取得した昭和48年2月2日以降、少なくとも42年以上にわたり宅地として使用しているということでございます。全ての書類は添付されておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議　　長　　ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。よろしいですか。

部会委員　　<一同　意見なし>

議　　長　　それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員　　<一同　異議なし>

議　　長　　異議なしと認めます。よって、議案第7号については証明することと決定したいと思ひます。

　　続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第8号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願ひます。

事 務 局　　議案第8号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

　　別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

　　表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

　　各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

　　久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で35,579㎡、畑の賃貸借で3,710㎡、契約件数は17件でございます。

　　一志地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で12,208㎡、畑の賃貸借で1,011㎡、契約件数は8件でございます。

　　白山地区につきましては、集積はございませんでした。

　　美杉地区につきましては、田の使用貸借で2,518㎡、契約件数は2件でございます。

　　以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて

　　50,305㎡、畑の集積が、賃貸借で4,720㎡、合計契約件数は27件、合計面積は55,025㎡となっております。

　　次に認定農業者への集積状況でございます。

　　地区別の認定農業者への集積は、久居地区8件、一志地区2件、合計で10件、合計面積31,019㎡でございます。

　　今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

　　以上で説明を終わります。

　　ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長	<p>ありがとうございました。 事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思えます。よろしいですか。</p>
部会委員	<p><一同 意見なし></p>
議長	<p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第8号についてご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第8号については適正であると認め、市長に進達することといたします。 以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>
	<p>午後2時46分</p>

上記は、第8回第2農地部会の議事を録したものである。

平成27年8月20日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____